（令和五年国土交通省告示第二百九十三号の一部改正）

第三条　令和五年国土交通省告示第二百九十三号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　地方税法施行令附則第十二条第四十九項第二号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準は、次に掲げるものとする。 イ～ホ　（略） 二　地方税法施行規則附則第七条第十七項第四号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンションが地方税法施行令附則第十二条第四十九項第二号イに掲げる要件に該当することを、同法第三条の二第一項に規定する都道府県等が別表の書式により証する書類又はその写しとする。 別表 助言・指導内容実施等証明申請書 （略） 下記のマンションが地方税法施行令附則第12条第49項第２号イに掲げる要件に該当するものであることについて証明願います。 １．・２．　（略） ３．地方税法施行令附則第12条第49項第２号イに規定する基準に係る事項 （略） 助言・指導内容実施等証明書 上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第49項第２号イに掲げる要件に該当するものであることについて証明します。 （略）	一　地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準は、次に掲げるものとする。 イ～ホ　（略） 二　地方税法施行規則附則第七条第十七項第四号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンションが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号イに掲げる要件に該当することを、同法第三条の二第一項に規定する都道府県等が別表の書式により証する書類又はその写しとする。 別表 助言・指導内容実施等証明申請書 （略） 下記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第２号イに掲げる要件に該当するものであることについて証明願います。 １．・２．　（略） ３．地方税法施行令附則第12条第48項第２号イに規定する基準に係る事項 （略） 助言・指導内容実施等証明書 上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第２号イに掲げる要件に該当するものであることについて証明します。 （略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百六十七号

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）及び地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十四号）の施行に伴い、令和四年国土交通省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　地方税法施行規則附則第六条第八十三項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、別記様式第一により都道府県知事等の証明を受けたものをもってその書類とする。 ２　地方税法施行規則附則第六条第八十四項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、別記様式第二により公共下水道管理者の証明を受けたものをもってその書類とする。	１　地方税法施行規則附則第六条第八十九項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、別記様式第一により都道府県知事等の証明を受けたものをもってその書類とする。 ２　地方税法施行規則附則第六条第九十項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、別記様式第二により公共下水道管理者の証明を受けたものをもってその書類とする。